

令和8年度前期入学料・授業料免除 FAQ

Q1	提出期限までに準備できない書類がある。
A1	不足書類があっても、受付を行いますので「 授業料免除不足書類連絡票 」に 提出予定日等を記入し 、提出期限までに「 授業料免除等に関するチェックリスト 」、その他の関係書類一式を提出してください。
Q2	令和8年度に大学院に進学する予定だが、大学院の学生番号がわからない。
A2	記入時点の学生番号 を「旧学生番号」欄に記入してください。
Q3	学年はどの時点を記入すればいいのか。
A3	令和8年度(令和8年4月現在)の学年 を記入してください。「本人以外の就学者」欄も同様です。
Q4	「収入状況調書」の書き方がわからない。
A4	・給与所得者 令和7年分の給与所得の源泉徴収票から「 支払金額 」を確認して記入してください。 ・年金受給者、自営業等の方で、記入方法が不明な場合は空欄で構いません。
Q5	受付番号がわからない。
A5	受付番号欄は記入不要です。免除結果は九工大メールで通知しますので、 受付番号は交付しません。
Q6	一人暮らし(自宅外通学)だが、住民票はアパート等の住所に移していない。どの住所を記入すればよいか。
A6	現在居住している(予定を含む)、アパート等の住所 を記載してください。
Q7	申請者本人の課税証明書の提出は不要か。
A7	申請者＝就学者のため、原則申請者本人の課税証明書は不要です。ただし、申請者が 独立生計者 である場合は、本人の課税証明書も提出してください。
Q8	給与所得者には、パートで働いている家族も該当するか。
A8	パートやアルバイトで収入を得ている場合は給与所得者です。源泉徴収票等で金額を確認し、給与収入欄に計上してください。
Q9	令和7年1月以降、同一生計者が就職と退職を何度か繰り返しているが、その会社ごとに証明書類が必要か。
A9	所属していた勤務先ごとに「令和7年分源泉徴収票」の写しと「 退職及び退職金支給証明書 」(様式⑨)を提出してください。また、令和8年4月1日時点で失業保険の受給がある場合は「 雇用保険受給資格者票 」のコピーも提出してください。
Q10	令和7年1月以降に退職した人がいる。退職金は0円のため「退職および退職金支給証明書」(様式⑨)は不要か。
A10	退職金が0円であったことを証明するため、前勤務先へ証明を依頼してください。

Q11	令和8年1月から就職している人がいるが、チェックリストにある令和7年分源泉徴収票が準備できない。
A11	令和8年1月以降に就職されている場合、その会社での令和7年分源泉徴収票は発行されませんので、「勤務及び給与証明書」(様式⑧)のみ提出してください。

Q12	兄弟姉妹が令和8年4月から就職するが、どこに記載すればよいか。
A12	<p>(1)令和8年4月1日に実家に住んでいる場合 「本人・家族(就学者以外)同居者」欄に記載し、「勤務及び給与証明書」(様式⑧)を提出してください。 授業料免除は4月1日現在の状況(住んでいる場所)が基準となるので、<u>4月中旬から別居する場合であっても、4月1日時点で実家に住んでいる場合は「様式8」の提出が必要です。</u></p> <p>(2)令和8年4月1日以降:一人暮らしをする場合 新しい住所が確認できる書類(例:住民票、運転免許証、公共料金の領収書、アパートの契約書)のコピーを、後日、提出してください。</p> <p>(3)研修があり配属先が決まらない、引っ越し先が決まらないため住民票を動かしていない場合 研修の事実が確認できる書類(研修先、研修実施場所等を指示された文書やメール文等)を提出してください。</p>